

リスク抑制 世界8資産 バランスファンド

愛称

しあわせの一步

追加型投信 / 内外 / 資産複合



足もとの 運用状況を めぐる 3つのギモン

～よくあるご質問にお答えします～

Q1 しあわせの一步は、
どのような値動きを
しているの? P2

Q2 2022年以降の
各年ごとの基準価額の
動きは? P3

Q3 しあわせの一步にとって、
追い風、または逆風になる
シナリオとは? P4



P9の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

Q1

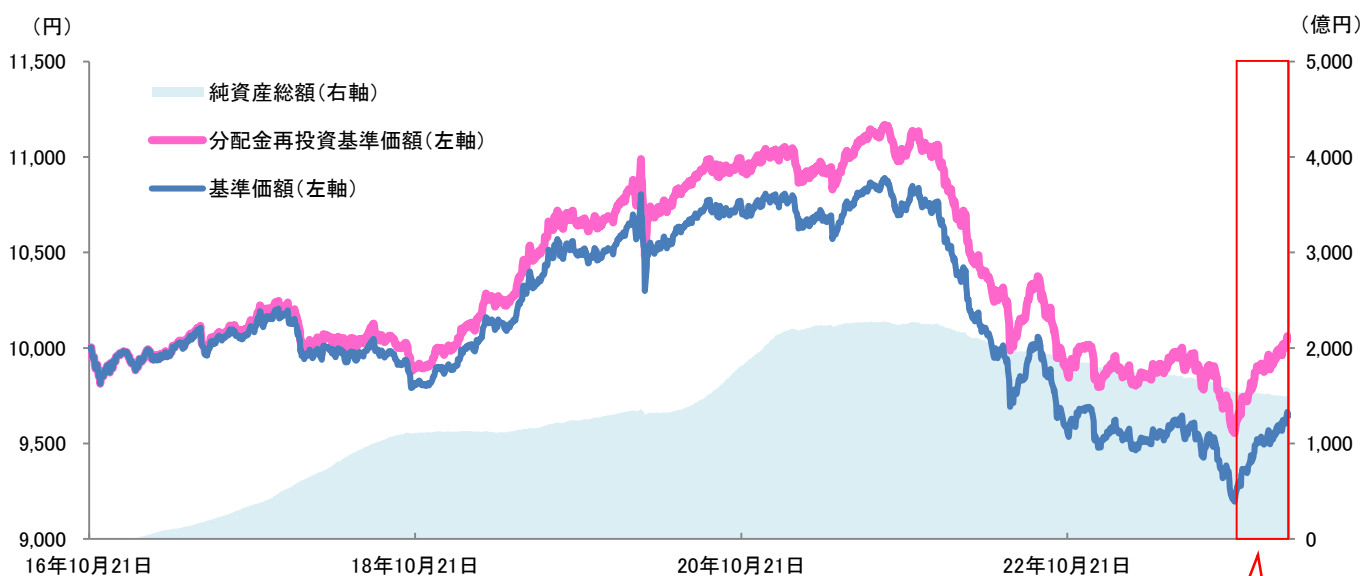
しあわせの一步は、どのような値動きをしているの？

- しあわせの一步(以下「当ファンド」ということがあります。)の基準価額は、設定から2021年までおおむね堅調に推移しました。
- 2021年12月末から2023年10月末までの下落率は13.4%(分配金再投資基準価額)となっており、当ファンドにとって厳しい環境が続きました。しかしながら、足もと4カ月間(2023年10月末～2024年2月末)の上昇率は5.1%(分配金再投資基準価額)と改善の兆しをみせています。

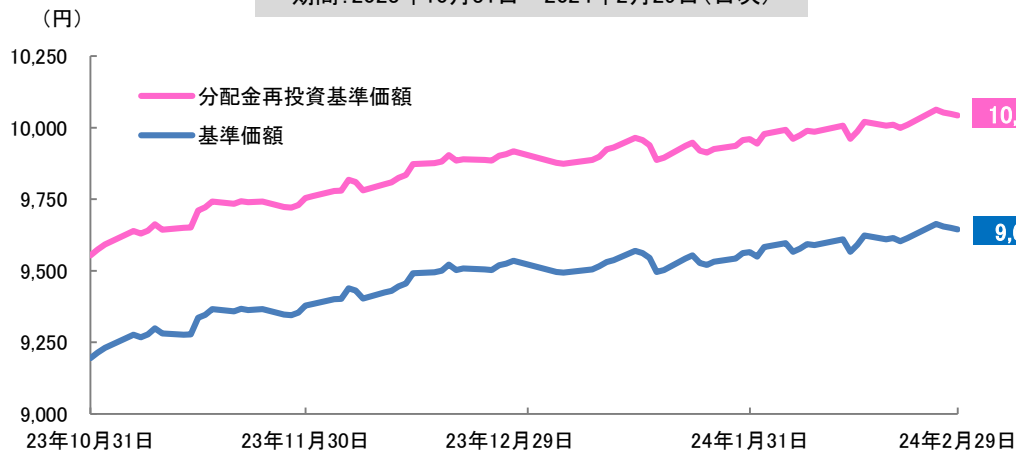
2022年から2023年10月までしあわせの一步は下落傾向も、足もとでは改善の兆し

【しあわせの一步の運用実績】

期間: 2016年10月21日(設定日前営業日)～2024年2月29日(日次)



期間: 2023年10月31日～2024年2月29日(日次)



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※基準価額は設定日前営業日を10,000円として計算しています。

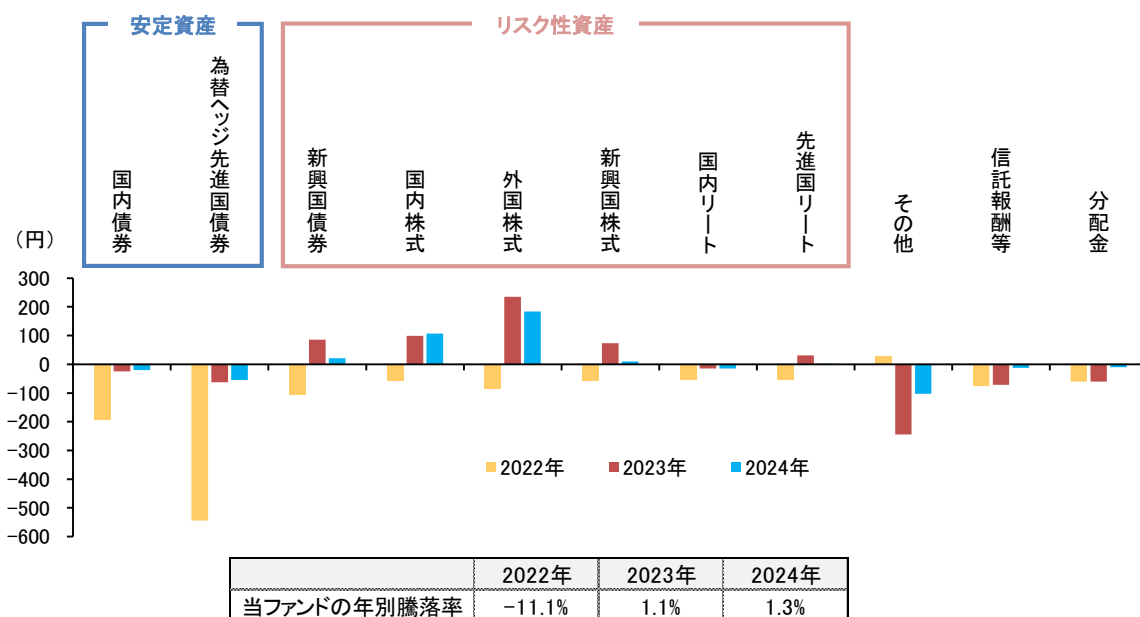
※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

Q2

2022年以降の各年ごとの基準価額(分配金再投資基準価額)の動きは？

- 2022年は、多くの組入資産が下落し、基準価額も下落しました。
- 2023年は、10月にかけて下落傾向が続いたものの、その後回復し小幅上昇しました。
- 2024年は、1～2月の2ヵ月で1.3%上昇と、堅調な推移となっています。

投資対象資産別の基準価額の要因分析および当ファンドの年別騰落率(2022年以降)



※期間:2022年～2024年(年次) ただし2024年は2月まで

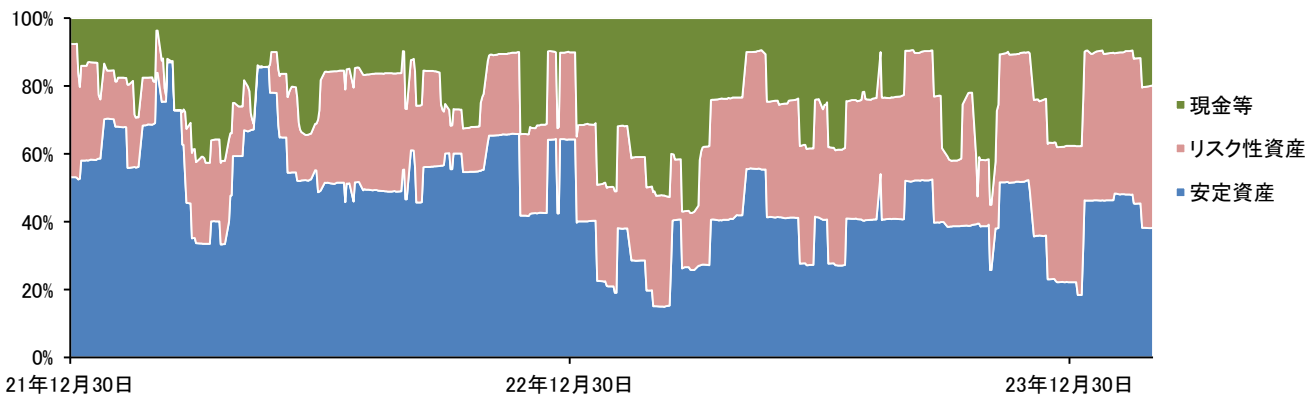
※上記の基準価額の要因分析は、組入資産の値動き等が基準価額に与えた影響をご理解いただくために「簡便法」により計算していますので、その正確性、完全性を保証するものではありません。

※上記の各資産は、P5の「ファンドの特色」に記載のマザーファンドの内容です。各資産へは当該マザーファンドを通じて実質的に投資を行います。

※その他には為替ヘッジによる損益およびヘッジコスト等を含みます。また、当ファンドが直接行った株価指数先物取引、債券先物取引等による評価損益等を含む場合があります。

※当ファンドの年別騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

資産配分の推移(2022年以降)



※期間:2021年12月30日～2024年2月29日(日次)

※資産配分は純資産総額に対する各資産のマザーファンドの割合です。なお、当ファンドが直接、株価指数先物取引、債券先物取引等を行う場合は、当該先物取引等の原資産に該当する各資産に含まれます。

※資産配分比率の現金等とは、短期国債、コール・ローンなどの短期金融資産等です。

※上記は過去の情報または運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

Q3

しあわせの一步にとって、追い風、または逆風となるシナリオとは？

- 下記のケース②のように、インフレが鎮静化し金融引き締めが終息する局面は、しあわせの一步にとって追い風となる投資環境といえます。
- インフレの再加速や景気後退に対する懸念はあるものの、いずれマーケットは落ち着きを取り戻していくと考えられます。

【ケース①】

インフレ再加速 ⇨ 金融引き締め継続

債券価格下落、株式・REITの下落が続き、**しあわせの一步に厳しい投資環境**

債券



株式・REIT



しあわせの一步

厳しい状況

【ケース②】

インフレ鎮静化 ⇨ 金融引き締め終息

債券価格安定、株式・REITが上昇し、**しあわせの一步に緩やかな追い風となる投資環境**

債券



株式・REIT



しあわせの一步

緩やかな追い風

【ケース③】

インフレ鎮静化 ⇨ 景気後退懸念

債券価格の上昇が、株式・REITの下落を上回れば、**しあわせの一步に緩やかな追い風となる環境**

債券価格の上昇が、株式・REITの下落を下回れば、**しあわせの一步に厳しい環境**

債券



株式・REIT



しあわせの一步

補えた場合
緩やかな追い風

補えない場合
厳しい状況

債券価格の上昇が、**株式やREITの下落を補えるかどうか**

為替変動について

しあわせの一步では、外貨建資産は投資環境に応じて弾力的に対円での為替ヘッジを行い、一部または全部の為替リスクの軽減を図ります。2024年2月末時点におけるしあわせの一步の円貨および為替ヘッジによる実質的な円貨*の割合は90.1%で、為替変動の影響は限定的です。

* 外貨建て資産のうち為替ヘッジを行っている資産

※上記は、市場環境が当ファンドに及ぼす影響について理解を深めるために簡易的に説明したイメージ図であり、当ファンドにおける各資産の組入状況や市場動向により、上記のような影響を受けるかについて確定したものではありません。また、当ファンドに影響を及ぼすリスク要因は上記に限られません。

※上記は過去の運用実績および作成時点の見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの特色 (くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

国内外の8資産に分散投資を行い、中長期的に安定的なリターンの獲得をめざします。

- 主に国内外の公社債、株式および不動産投資信託証券(リート)の8資産にマザーファンド^(※1)を通じて実質的に投資します^{(※2)(※3)}。
- 基本配分戦略に基づき、資産価格に影響を与える「変動要因」の偏りをなくすように、月次で投資対象資産の基本配分比率および通貨配分比率を決定します。
- 実質組入外貨建資産は投資環境に応じて弾力的に対円での為替ヘッジ^(※4)を行い、一部または全部の為替リスクの軽減を図ります。

(※1)国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、J-REITインデックスファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング債券パッシブ・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド。

(※2)一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

(※3)有価証券指数等先物取引等、指数に連動する投資成果をめざす上場している投資信託証券(ETF)へ直接投資する場合があります。

(※4)一部の実質組入外貨建資産の通貨については、委託会社はその通貨との相関が高いと判断する通貨を用いて、円に対する為替ヘッジを行う「代替ヘッジ」を行うことがあります。為替ヘッジにより、実質組入外貨建資産の為替リスクの軽減を図ります。

基準価額の変動リスク^(※1)を年率2%程度^(※2)に抑えながら、市場下落局面でも負けにくい安定的な運用をめざします。

(※1)基準価額の変動の大きさを表し、この値が小さいほど、基準価額の変動が小さいことを意味します。

(※2)上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれを約束するものではありません。また、上記数値は当ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、当ファンドが年率2%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。上記数値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

年6回の決算時(毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の各11日(休業日の場合は翌営業日))に、利子・配当金などを基礎として、安定的な分配を行うことをめざします。なお、基準価額の水準により、値上がり益からも分配することがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※基本配分戦略に関して、アセットマネジメントOne U.S.A.・インクの投資助言を活用します。

※資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資リスク (くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

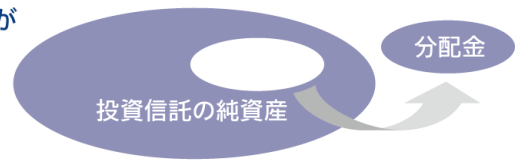
資産配分リスク	当ファンドの実質資産配分において、収益率の悪い資産への配分比率が大きい場合、基準価額が下がる場合があります。当ファンドは短期金融資産等の保有比率を増加させることにより、基準価額の下落リスクの低減をめざして運用を行いますが、当手法が効果的に機能しない場合等により、基準価額の下落リスクを低減できない場合や、市場全体の上昇に追従できない場合があります。
株価変動リスク	当ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。
金利リスク	一般的に金利が上昇すると債券、リートの価格は下落します。当ファンドは、実質的に債券、リートに投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。
リートの価格変動リスク	リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。当ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。
為替リスク	当ファンドは実質組入外貨建資産について、弾力的に対円での為替ヘッジを行います。為替ヘッジを行わない場合、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。為替ヘッジを行う場合、為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。なお、実質組入通貨の直接ヘッジのほか、先進国通貨を用いた代替ヘッジを行う場合があります。その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定されますので、十分な為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該代替通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。
信用リスク	当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが実質的に投資するリートが、収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。
流動性リスク	当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。
カントリーリスク	当ファンドの実質的な投資対象国・地域における政治・経済情勢の変化等によっては、運用上の制約を受ける可能性があり、基準価額が下がる要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

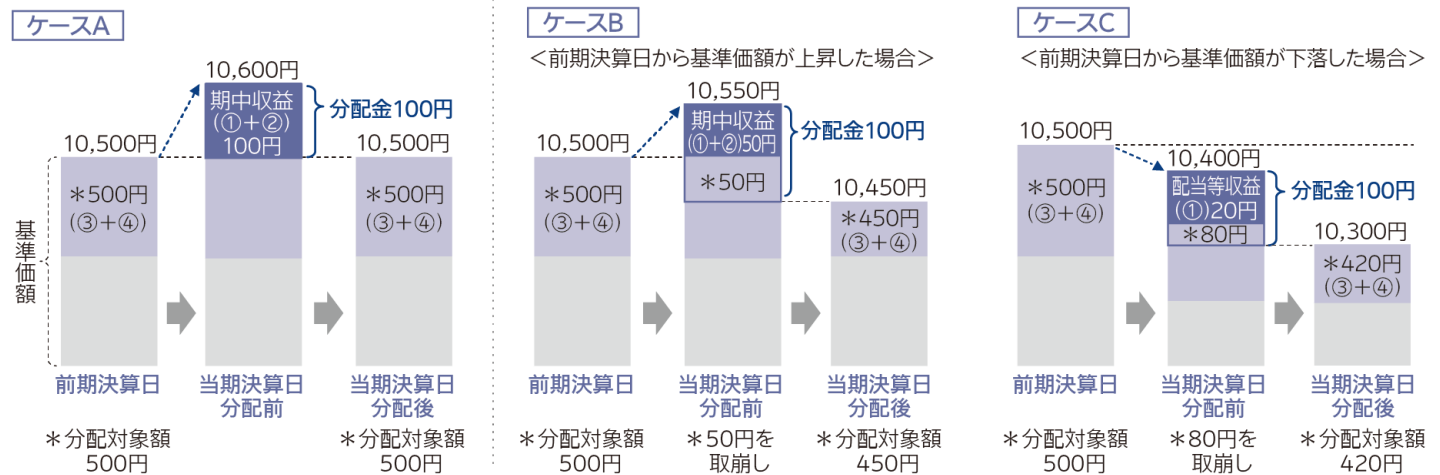
分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）	②有価証券売買益・評価益（経費控除後）	③分配準備積立金	④収益調整金
---------------	---------------------	----------	--------

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA	分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	0円 = 100円
ケースB	分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	▲50円 = 50円
ケースC	分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	▲200円 = ▲100円

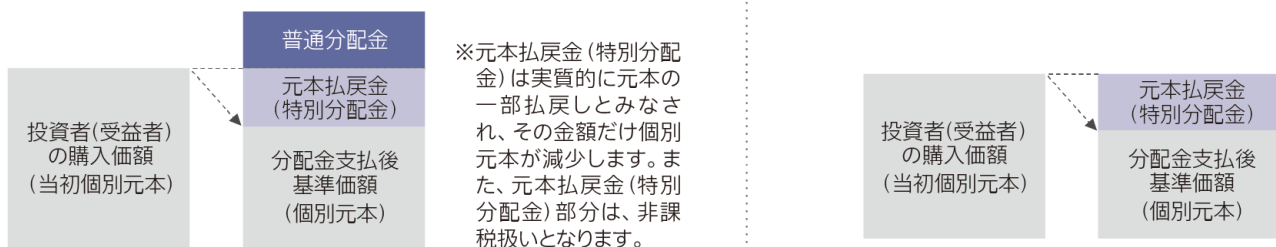
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

お申込みメモ (くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時まで販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入・換金 申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・フランクフルト証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2047年7月11日まで(2016年10月24日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・受益権口数が10億口を下回るようになった場合 ・マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各11日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年6回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※ 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。

ファンドの費用 (くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となる場合があります。

※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示しておりません。

投資者が直接的に 負担する費用	購入時手数料	購入価額に、 1.1%(税抜1.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
	換金手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で 間接的に負担する 費用	運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.759%(税抜0.69%)
	その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは、実質的に債券、株式、不動産投資信託証券(リート)等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、当社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

委託会社およびファンドの関係法人

- <委託会社>アセットマネジメントOne株式会社
- <受託会社>みずほ信託銀行株式会社
- <販売会社>販売会社一覧をご覧ください
- <投資顧問会社>アセットマネジメントOne U.S.A.・インク

委託会社の照会先

- アセットマネジメントOne株式会社
- コールセンター:0120-104-694
(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
- ホームページURL: <https://www.am-one.co.jp/>

販売会社 (お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

○印は協会への加入を意味します。

2024年3月15日時点

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
PayPay銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	○		○		
株式会社東邦銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第7号	○				
株式会社足利銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号	○		○		
株式会社常陽銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第45号	○		○		
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第38号	○				
株式会社千葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号	○		○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号	○		○		
株式会社北陸銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第3号	○		○		
株式会社富山銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第1号	○				
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第6号	○		○		
株式会社南都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第15号	○				
株式会社沖縄銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第1号	○				
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号	○		○		
株式会社大光銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第61号	○				
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第10号	○				
第一勧業信用組合	登録金融機関 関東財務局長(登金)第278号	○				
第一生命保険株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第657号	○	○			
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第611号	○				
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	○	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第36号	○				
西村証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第26号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○		
PayPay証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2883号	○				
北洋証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	○				※1

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
<備考欄について>
※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

(原則、金融機関コード順)

販売会社 (お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

○印は協会への加入を意味します。

2024年3月15日時点

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団法 人第二種金 融商品取引 業協会	備考
帯広信用金庫	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第15号					
郡山信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第31号					
ひまわり信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第49号					
福島信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第50号					
高崎信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第237号					
桐生信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第234号					
北群馬信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第233号					
しのめ信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第232号					
足利小山信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第217号					
栃木信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第224号					
鹿沼相互信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第221号					
青木信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第199号					
千葉信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第208号					
横浜信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第198号	○				
川崎信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第190号	○				
平塚信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第196号					
さがみ信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第191号					
芝信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第158号					
足立成和信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第144号					
城北信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第147号	○				
三条信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第244号					
甲府信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第215号					
松本信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第257号					
諏訪信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第255号					
飯田信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第252号					
のと共栄信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第30号					
福井信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第32号					
浜松磐田信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第61号					
沼津信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第59号					
遠州信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第28号					
関信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第45号					
瀬戸信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第46号	○				
半田信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第62号					
知多信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第48号					
豊川信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第54号					
碧海信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第66号	○				
蒲郡信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第32号					
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第34号					
桑名三重信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第37号					
滋賀中央信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第79号					
京都中央信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第53号	○				
播州信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第76号	○				
玉島信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第30号					
吉備信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第22号					
西中国信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第29号					
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第24号	○				
飯塚信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第16号					
大川信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第19号					
佐賀信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第25号					
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品 取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社イオン銀行(委託金融商品取 引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品 取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社北洋銀行(委託金融商品取 引業者 北洋証券株式会社)	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号	○		○		※1

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

<備考欄について> ※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

(原則、金融機関コード順)